

社会福祉法人 埼玉現成会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人埼玉現成会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定にもとづき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益を指す。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。但し、理事において当法人の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。

2. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の理事長の報酬月額とは別表1「理事長の報酬月額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

2. 当法人の監事の報酬額は、別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」及び別表3「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

3. 当法人の評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表3「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

2. 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

3. 自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会及び監事会への出席した時の交通費は、非常勤職員の給与規程の定めるところにより支給する。

(費用弁償)

第7条 当法人、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

別表 1

「理事長の報酬月額」

理事長の報酬月額は500,000円までの範囲内とする。

別表 2

「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」

理事会又は評議員会への出席の都度、10,000円とする。

別表 3

「監事の監査に係る報酬」

監事監査等への出席の都度、10,000円とする。